

令和 7 年第 8 回
曾於市農業委員会總會議事録

令和 7 年 8 月 20 日
曾於市農業委員会

第8回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和7年8月20日（水） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員 12番 〇〇〇〇〇

5 議事録署名委員 16番 〇〇〇〇〇、17番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
	農地係	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和7年8月20日（水） 午前10時10分

令和7年第8回曾於市農業委員会総会日程

令和7年8月20日（水）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第64号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第65号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第66号 農地法第4条による許可申請について

議案第67号 農地法第5条による許可申請について

議案第68号 非農地証明願について

議案第69号 農用地等のあっせんについて

議案第70号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年10月1日始期追加分）

議案第71号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年11月1日始期分）

(2) 報告

報告第8号 合意解約等の報告

4 その他

令和7年第8回曾於市農業委員会総会

令和7年8月20日（水） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。7月、8月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。本日は、○○○○○委員から欠席届が提出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第8回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。16番○○○○○委員、17番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第64号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○事務局（○○○○○係長）

6月保留分の末吉56号について、8月12日に農地部会で現地調査を行いましたので報告いたします。7月14日に農地部会を開催し、受人の耕作地を確認して回りましたが、その際、やはり、荒れている農地等が見受けられましたので、7月総会でも一旦保留となっている案件です。私達の方で、先週、昨日、そして今朝までかかって現地を確認したところ、全て草刈り等も終わっており、問題はないと思われます。また、本人さんとも昨日、話をしまして、作れない農地については、解約の方向で話をしてくださいということと、今後、どうされるんですかという話をしましたら、今、一旦草を刈ったので、ギシギシの芽が出たときに薬剤をまくということまで話を聞いてまいりました。以上です。

○8番委員（○○○○○）

7月保留分の末吉65号から69号まで、受人の○○○○○に関する件について、私と○○○○○委員、○○○○○委員で7月22日に現地調査を行いました。この件については、先月、5件の農地の取得に関して、今所持している所が荒れている農地があるということで確認したところ、○○○○○さん自体がそこをどうにか解消しようと試みたようです。トラクター等入れて草刈りを行ったら、とてもじゃないけど沼田で、トラクターがはまって、それを引上げに行った大きなトラクターまではまってしまって、その後、ユンボまで持って行ってようやく引き上げたということで耕作不能という状態でありましたので、今回、○○○○○委員の担当であります農地パトロールの区域ですので、今回でB判定ということで判定していただくという形で、年内には荒れている農地は無くなるということで、今回取得する分については、問題はないという意見の一致をみたところでございます。以上です。

○4番委員（○○○○○）

末吉81号について、8月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人は受人はおじと甥です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉82号について、8月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○7番委員（○○○○○）

末吉83号について、8月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する田には水稻、畑には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○19番委員 (○○○○○)

大隅84号について、8月4日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には里芋、きゅうりを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○2番委員 (○○○○○)

大隅85号について、8月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は同級生です。全部効率利用要件については、8月10日の現地調査時点におきましては、7筆の耕作放棄地がありましたが、8月15日までに耕作放棄地を解消され、次の作付けの準備がされています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には茶を既に作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

財部86号について、8月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。今回申請のあった土地の隣に、おじの○○○○○さん宅とビニールハウスが並んでおり、農業機械は、主にトラクターなどを○○○○○さんから借りて耕うんすることです。農作物の出荷先は自家消費のためありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○4番委員 (○○○○○)

財部87号について、8月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人はいここです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○5番委員 (○○○○○)

末吉82号においては、1筆設定無しがあるようですが、改善されているのかどうか。もう1件は、末吉83号、贈与の面積が21,017㎡で、譲渡人の経営面積が18,000㎡ですが、これはどういう意味ですか。

○事務局 (○○○○○局長)

末吉82号について、受人の所有地になりますが、農地台帳に登録簿地目が宅地と山林のものが2筆あります。その一部に耕作部分がありますが、面積案分されないまま、1筆の面積がそのまま農地台帳に入ってきておりますので、これについては、税務課に面積を案分するように是正をお願いしているところです。

○議長 (○○○○○会長)

末吉82号は、よろしいですか。それでは、末吉83号ですね。

○事務局 (○○○○○係長)

末吉83号については、2筆、別な方に貸している部分を合意解約をして、息子さんの○○○○○さんが今後、耕作されるということで今回申請になっています。1筆については、後ほど4条の始末書案件で出てきますので、実際、渡人が持っている面積は、21,017㎡となります。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。ほかにありませんか。

○17番委員 (○○○○○)

末吉56号について、今朝まで行かれたということでお聞きしたんですけど、○○○○○委員の方から、地域の方からのクレームということで多々聞いていたんですけど、そのへんのクレームは、もう無くなったところですか。それが一番気になるところです。お願いします。

○10番委員 (○○○○○)

8月上旬から、うちの近隣の場所に関しては、草を粉碎しただけの状態になっているので、やっぱり、近隣の人は、もうまた次に芽が生えてきたがねとか、粉碎しただけで2年前やっていたのと変わらない、またこのままっていう声は正直上がっているんですけども、事務局が行って今後、除草剤をまいて、してくれるという話だったので、一応それに期待している状態で、近隣の人からは、やっぱり話は上がってはいます。

○議長（〇〇〇〇〇会長）
〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

○17番委員（〇〇〇〇〇）
良ければそれで。

○議長（〇〇〇〇〇会長）
ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）
議案第64号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）
御異議ありませんので、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）
次に、議案第65号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○9番委員（〇〇〇〇〇）
大隅17号について、8月12日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、柳原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、鉄塔用地を設置する具体的計画があり、実現確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、鉄塔用地を整備する面積404㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われます。被害防除は特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、鉄塔用地として整備することから、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）
ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）
議案第65号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）
御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）
次に、議案第66号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）
末吉12号について、8月12日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、西柳井谷自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が宅地と畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、牛舎、倉庫、ロール置場を整備する面積が全体で1,347㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水は

財部32号について、8月12日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、中尾自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書及び残高証明書が添付されており、確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、一般住宅、カーポートを整備する面積が全体で488㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除については、申請地の周囲はブロック塀を設置し、緩衝地も設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、一般住宅、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第67号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第68号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

大隅9号について、8月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地はあけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が雑種地、南が畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物について、一般住宅は平成10年に、車庫兼倉庫は平成13年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。一般住宅、車庫兼倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。次に、大隅10号について、8月12日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は二重堀自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで宅地、南が宅地と原野、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地は宅地等に囲まれており、周辺に農地がないため、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和52年頃に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。農業用倉庫、通路、庭として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第68号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第69号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉101は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉102及び103は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部104及び105は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉58、59、60、61は継続でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉63も継続でお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅64は成立です。

○6番委員（○○○○○）

財部67は継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉70も継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉71、72も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉81、82も継続をお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉83も継続をお願いします。

○15番委員（○○○○○）

末吉84も継続をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅85、86も継続をお願いします。

○13番委員（○○○○○）

大隅87も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部88も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部89も継続をお願いします。

○議長（○○○○○会長）

財部90も継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉91も継続をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅92も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部93も継続をお願いします。財部94は○○○○○委員にお願いしてあります。

○6番委員（○○○○○）

財部94、95、96、97、98、99も継続をお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変、御苦労様でした。継続については、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第70号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年10月1日始期追加分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（○○○○○局長）

議案第70号の促進計画案につきまして、御説明いたします。議案書の16ページ及び17ページになります。16ページが農地中間管理権及び利用権設定の一括方式の1件となります。そして、17ページが10月1日始期分の集計表となります。財部支所産業振興課農政係の受付分ですが、前回の総会で意見聴取すべき案件のうち、この1件が抜けていたということです。財部支所においては、同様の事案が本年度2回目となりますので、担当者には気を付けるよう注意したところです。今回追加分として審査いただくものですので、よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第70号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年10月1日始期追加分は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第71号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年11月1日始期分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

議案第71号の促進計画案につきまして、御説明いたします。議案書の18ページから21ページまでになります。18ページ及び19ページが農地中間管理権及び利用権設定の一括方式です。そのうち408の1件は、議事参与の制限に該当する案件となります。20ページが農地中間管理機構への所有権移転、21ページが集計表となりますので、よろしくお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

本件については、議事参与の制限に該当する408を除いて、審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と所有権移転について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第71号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年11月1日始期分は、議事参与の制限に該当する1件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

（〇〇〇〇〇委員退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、令和7年11月1日始期分の408を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第71号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年11月1日始期分の408は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（〇〇〇〇〇委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、報告第8号合意解約等の報告については、議案書の22ページ及び23ページを御覧ください。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

その他で何かありませんか。

○17番委員（〇〇〇〇〇）

ピーカンナツ栽培目的の遊休農地借入れ等の申請に対する農地バンクの取扱いについて

○5番委員（〇〇〇〇〇）

用水路災害復旧工事に係る分担金の負担者について

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

大隅地区農業委員等永年勤続表彰、8月、9月の行事予定及び慶弔費について

○事務局（○○○○○次長）

先進地視察研修及び地域別農地利用最適化推進会議日程について

○事務局（○○○○○）

農業者年金の加入推進について

○事務局（○○○○○係長）

全国農業新聞の購読推進及び農地パトロール結果の提出について

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和7年第8回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。御苦勞様でした。

令和7年8月20日（水） 午前10時10分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員